

## 意見公募

岸和田市議会では、議会基本条例（案）について、11月15日（月）までパブリックコメントを実施しています。条例案は、議会事務局や広報公聴課情報公開コーナーのほか各市民センター、山瀧支所でも閲覧できます。詳細は広報きしわだ10月1日号、議会ホームページに掲載しているのでご覧ください。

### 問合 議会事務局総務課（TEL 423-9667）

的じかず。



## 議会基本条例（案）にご意見をお寄せください。

前文

第7条 議会は、広報紙、インターネット、ケーブルテレビ等の多様な媒体を用いて、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならぬ。

第8条 議会は、本会議のほか、専任委員会、特別委員会を原則公開しうる。議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」といふ。）においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による公聴会制度及び参考入制度を十分に活用して、市民等の専門的又是政策的議見を議会の討議に反映させよう努めるものとする。

第9章 議員の政治倫理 定数及び報酬（議員の政治倫理）  
第21条 議員は、岸和田市議会議員政治倫理条例（平成21年条例第29号）を規範とし、遵守しなければならない。

第10章 最高規範性と条例の見直し（議員の定数）  
第22条 議員定数の改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の明確な改正理由を付して、考慮するものとする。

（議員報酬）  
第23条 議員の議員報酬は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第11号）。次項において「議員報酬等条例」という。に定めるところによる。

（議員報酬等条例の改正理由の説明を付して、議員から提出するものとする）  
第24条 この条例は、議会に関する最高規範であり、議会及び議員は、誠実にこれを遵守しなければならない。

（議員の見直し）  
第25条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずるものとする。

（議員の賛同する改正案があつても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。）  
附則

（この条例は、平成23年5月1日から施行する）

## 議会基本条例（案）

第1章 総則

第14条 議会は、市民の代表で構成され、市民の意思を決定する機関である。

2 議会は、市の議事機関であり、条例の制定、予算の議決及び決算の認定並びに行政活動を監視する権限を有する。

第4章 議会と行政の関係（議会と行政の関係）  
第8章 政務調査費（議会と行政の関係）  
第10章 最高規範性と条例の見直し（議会と行政の関係）  
第12章 諸規則（議会と行政の関係）

第13条 議員は、議会の機能を發揮するため、積極的に議員相互間の自由な討議に努めるものとする。市民等から提出された本市にかかるわの請願、陳情、要望に関して、議員相互間の議論を広くすものとする。

（議員問題）  
第14条 議員は、共通認識を醸成するため、積極的に政策討論会の設置、運営については、各会派代表会議で決定する。

（議員問題）  
第15条 委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分發揮されるよう運営しなければならない。

（議員問題）  
第16条 委員会は、議員の質問に対する回答（議員問題）  
第17条 委員会は、議員の質問に対する回答（議員問題）  
第18条 委員会は、議員の質問に対する回答（議員問題）  
第19条 委員会は、議員の質問に対する回答（議員問題）

（議員問題）  
第20条 議員は、岸和田市議会議員政治倫理条例（平成21年条例第29号）を規範とし、遵守しなければならない。

（議員問題）  
第21条 議員は、岸和田市議会議員政治倫理条例（平成21年条例第29号）を規範とし、遵守しなければならない。

（議員問題）  
第22条 議員定数の改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の明確な改正理由を付して、考慮するものとする。

（議員問題）  
第23条 議員の議員報酬は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第11号）。次項において「議員報酬等条例」という。に定めるところによる。

（議員問題）  
第24条 この条例は、議会に関する最高規範であり、議会及び議員は、誠実にこれをして守しなければならない。

（議員問題）  
第25条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかに議員にこの条例の理念を周知させなければならない。

（議員問題）  
第26条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずるものとする。

（議員問題）  
第27条 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案があつても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

（議員問題）  
第28条 議員は、議員研修の充実強化に当たって、広く各分野の専門家等との議員研修会を年1回以上開催するものとする。

（議員問題）  
第29条 議長は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第30条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第31条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第32条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第33条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第34条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第35条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第36条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第37条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第38条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第39条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第40条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第41条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第42条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第43条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第44条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第45条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第46条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第47条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第48条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第49条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第50条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第51条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第52条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第53条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第54条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第55条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第56条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第57条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第58条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第59条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第60条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第61条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第62条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第63条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第64条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第65条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第66条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第67条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第68条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第69条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第70条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第71条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第72条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第73条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第74条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第75条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第76条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第77条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第78条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第79条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第80条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第81条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第82条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第83条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第84条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第85条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第86条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第87条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第88条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第89条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第90条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第91条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第92条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第93条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第94条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第95条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第96条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第97条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第98条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第99条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第100条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第101条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第102条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第103条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第104条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第105条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。

（議員問題）  
第106条 議員は、議員の政策形成及び立案をめぐるものとする。